第２号様式（第４条関係）

介護保険福祉用具購入費受領委任払いに係る誓約書

年　　月　　日

立川市長　　殿

〔届出者〕

|  |
| --- |
| 所　在　地 |
| 事業者名称 |
| 代　表　者(職名・氏名)印 |

介護保険福祉用具購入費受領委任払い取扱事業者の登録（以下「登録」という。）の届出を行うに当たり、次の事項を遵守することを誓約します。

１　福祉用具の販売に関しては、関係法令、立川市介護保険福祉用具購入費受領委任払いに関する要綱（以下「要綱」という。）等を遵守すること。

２　福祉用具を購入する居宅要介護被保険者等が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、当該居宅要介護被保険者等の心身、住宅の状況等を踏まえた適切な福祉用具の販売を行うよう努めること。

３　福祉用具の販売を行うに当たっては、立川市、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所その他保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めること。

４　福祉用具の販売を行うに当たっては、居宅要介護被保険者等の提示する介護保険被保険者証及び介護保険負担割合証によって被保険者資格、要介護認定等の有無、要介護認定等の有効期間、利用者負担割合等を確認し、福祉用具購入費の受領委任払いが利用可能であるかどうか確認すること。また、当該居宅要介護被保険者等に過去の福祉用具購入費の給付実績を確認すること。なお、超過負担が発生する場合、居宅要介護被保険者等からあらかじめ了解を得ること。

５　正当な理由なく、介護保険福祉用具購入費受領委任払いの利用を拒まないこと。

６　福祉用具購入費については、保険給付分を除いた自己負担額の支払いを居宅要介護被保険者等より受けるものとし、これを減免し、又は超過して費用を徴収しないこと。また、自己負担額の支払いを受けたときは、居宅要介護被保険者等に対し自己負担額相当分を明記した領収証を発行すること。

７　居宅要介護被保険者等が、不正な行為により、保険給付を受け、又は受けようとしたときは、速やかにその旨を立川市に通知すること。

８　福祉用具の販売に関する記録を整備し、販売した日から２年間保存すること。

９　関係法令、要綱又はこの遵守事項に違反し、その是正等について立川市から指導を受けたときは、直ちにそれに従うこと。

１０　居宅要介護被保険者等からの苦情又は相談があった場合においては、必要に応じて事実関係を確認するための訪問等を行うなど、居宅要介護被保険者等の立場を考慮しながら、円滑かつ迅速な対応をすること。

１１　業務上、直接又は間接に知り得た居宅要介護被保険者等及びその家族に関する個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。福祉用具の販売に係る事業を廃止し、若しくは、休止し、又は登録を辞退し、若しくは取り消された後も同様とする。

１２　介護保険福祉用具購入費受領委任払い取扱事業者の登録内容に変更があったときは、速やかにその旨を介護保険福祉用具購入費受領委任払い取扱事業者変更届出書により立川市に届け出ること。

１３　福祉用具の販売に係る事業を廃止し、休止し、若しくは再開し、又は登録を辞退するときは、速やかにその旨を介護保険福祉用具購入費受領委任払い取扱事業者廃止等届出書により立川市に届け出ること。

１４　福祉用具の販売を行う際には、販売価格が市場価格と著しく離しないよう、適正な価格で行うこと。

１５　福祉用具の販売により居宅要介護被保険者等に対して賠償すべき事態が発生した場合には、当事者間で協議のうえ、関係法令等に従い自己の責任の範囲内において居宅要介護被保険者等へ損害を賠償すること。

１６　受領委任払いを利用するに当たっては、当該受領委任払いの手続に係る費用を居宅要介護被保険者等から徴収しないこと。